

監査委員公表第588号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月31日

大分県監査委員	米	濱	光	郎
大分県監査委員	柳	井	貞	美
大分県監査委員	御手	洗	吉	生
大分県監査委員	玉	田	輝	義

第1 監査の概要

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの。

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、平成27年5月29日から平成28年1月29日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は次表のとおりである。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	16
教育庁及び教育機関	9
警察本部	1
合計	26

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した26機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり2機関において、1件の指摘事項と1件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの

- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局)	
医療政策課	現金収納事務において、平成26年度の定期監査で指摘されているにもかかわらず、手数料として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関に払い込んでいるほか、現金出納表への記帳もなされていない事例が認められた。

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局)	
大分土木事務所	港湾使用料に係る現金収納事務において、現金出納表に受入及び払出等の状況が記載されていない事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
中部振興局	平成27年11月30日
豊肥振興局大野川上流開発事業事務所	平成27年5月29日
北部振興局	平成27年11月13日
日田県税事務所	平成27年11月30日
医療政策課	平成27年12月16日
中部保健所	平成28年1月18日
西部保健所	平成27年6月22日
北部保健所豊後高田保健部	平成27年12月16日
農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ	平成27年9月14日
農林水産研究指導センター林業研究部	平成27年6月26日
大分家畜保健衛生所	平成27年12月21日
豊後大野家畜保健衛生所	平成28年1月22日
豊後高田土木事務所	平成27年10月23日
別府土木事務所	平成27年10月30日
大分土木事務所	平成27年10月26日
玉来ダム建設事務所	平成27年12月21日
(教育庁及び教育機関)	
埋蔵文化財センター	平成27年8月31日
国東高等学校	平成27年7月21日
宇佐産業科学高等学校	平成27年6月26日

別府青山高等学校	平成27年 9 月 14 日
別府羽室台高等学校	平成27年 9 月 30 日
別府翔青高等学校	平成27年 9 月 14 日
芸術緑丘高等学校	平成27年 8 月 31 日
三重総合高等学校	平成27年10月19日
龔学校	平成27年 8 月 31 日
(警察本部)	
中津警察署	平成28年 1 月 29 日